

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次	ページ
----	-----

告示	
結核予防法による指定医療機関の指定の辞退(六九六・大館保健所).....	1
結核予防法による医療機関の指定(六九七・大館保健所).....	1
国土調査の指定(六九八・農山村振興課).....	1
地籍調査に関する事業計画(六九九・農山村振興課).....	2
道路区域の変更(七〇〇・七〇四・道路課).....	2
道路の供用開始(七〇五・七〇七・道路課).....	5
開発行為に関する工事の完了(七〇八・秋田地域振興局建設部).....	6
公告	
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(地域活動支援室).....	6
特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請(地域活動支援室).....	6
県営土地改良事業の換地計画の決定(鹿角地域振興局農林部).....	7
土地改良区の定款変更の認可(秋田地域振興局農林部).....	7
県営土地改良事業の換地計画の決定(秋田地域振興局農林部).....	7
市町村営土地改良事業の施行の協議を適当とする旨の決定(雄勝地域振興局農林部).....	7
物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課).....	7
選挙管理委員会告示	
選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(一一九).....	8
各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(一二〇).....	8

告 示

秋田県告示第六百九十六号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退があったので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第四百二十二号)第二条の五第二項において準用する同条第一項の規定に基づき、告示する。

平成十七年八月十二日

秋田県知事 寺田典城

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
小坂町診療所	秋田県鹿角郡小坂町小坂鉱山字栗平二十五番地一	平成十七年七月三十一日

秋田県告示第六百九十七号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第四百二十二号)第二条の五第一項の規定に基づき、告示する。

平成十七年八月十二日

秋田県知事 寺田典城

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人明生会 小坂町診療所	秋田県小坂町小坂鉱山字栗平二十五番地一	平成十七年八月一日

秋田県告示第六百九十八号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条第三項の規定により、次のとおり国土調査として指定したので、同条第五項の規定に基づき、公示する。

平成十七年八月十二日

秋田県知事 寺田典城

- 一 調査の種類
地籍調査
- 二 指定年月日
平成十七年三月十一日
- 三 調査を行う者の名称

- 四 調査地域
 潟上市大字天王の一部及び大字大崎の一部
- 五 調査期間
 平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで

秋田県告示第六百九十九号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条の三第二項の規定により、次のとおり平成十七年度地籍調査に関する事業計画を定めたので、同条第五項の規定に基づき、公示する。

平成十七年八月十二日

秋田県知事 寺田典城

- 一(一) 調査を行う者の名称
 男鹿市
- (二) 調査地域
 男鹿市船川港本山門前・船川港小浜・戸賀加茂青砂字鴨ほか九字
- (三) 調査期間
 平成十七年四月二十二日から平成十八年三月三十一日まで
- 二(一) 調査を行う者の名称
 湯沢市
- (二) 調査地域
 湯沢市上院内・皆瀬字俄坂の全部他十字
- (三) 調査期間
 平成十七年四月二十二日から平成十八年三月三十一日まで
- 三(一) 調査を行う者の名称
 由利本荘市
- (二) 調査地域
 由利本荘市山内・大築・矢島町川辺・鳥海町猿倉・鳥海町オノ神・東由利館合・東由利田代字舟小屋沢ほか六十六字
- (三) 調査期間
 平成十七年四月二十二日から平成十八年三月三十一日まで
- 四(一) 調査を行う者の名称
 大仙市
- (二) 調査地域

- (三) 調査期間
 平成十七年四月二十二日から平成十八年三月三十一日まで
- 五(一) 調査を行う者の名称
 大館市
- (二) 調査地域
 大館市早口字倉下禁ほか五字
- (三) 調査期間
 平成十七年四月二十二日から平成十八年三月三十一日まで
- 六(一) 調査を行う者の名称
 平鹿町
- (二) 調査地域
 平鹿郡平鹿町浅舞・中吉田字竹原ほか二十字
- (三) 調査期間
 平成十七年四月二十二日から平成十八年三月三十一日まで
- 七(一) 調査を行う者の名称
 雄物川町
- (二) 調査地域
 平鹿郡雄物川町大沢字鍛冶台ほか十二字
- (三) 調査期間
 平成十七年四月二十二日から平成十八年三月三十一日まで
- 八(一) 調査を行う者の名称
 十文字町
- (二) 調査地域
 平鹿郡十文字町仁井田・佐賀会字上川原ほか二十三字
- (三) 調査期間
 平成十七年四月二十二日から平成十八年三月三十一日まで

秋田県告示第七百号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十七年八月十二日

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間				
			B	A	B	A	
県道	新	寺内新屋雄和線	B	A	B	A	
			秋田市新屋雄和町九一六番一地先まで	秋田市新屋雄和町六〇四番三地先から秋田市豊岩豊巻字内縄尻三一六番一地先まで	秋田市新屋雄和町九一六番一地先から秋田市豊岩豊巻字内縄尻三一六番一地先まで	秋田市新屋雄和町六〇四番三地先から秋田市豊岩豊巻字内縄尻三一六番一地先まで	
道路の種類 <td rowspan="2">旧新別 <td rowspan="2">路線名 <td colspan="4">敷地の幅員(メートル)</td> <td rowspan="2">延長(キロメートル)</td> </td></td>	旧新別 <td rowspan="2">路線名 <td colspan="4">敷地の幅員(メートル)</td> <td rowspan="2">延長(キロメートル)</td> </td>	路線名 <td colspan="4">敷地の幅員(メートル)</td> <td rowspan="2">延長(キロメートル)</td>	敷地の幅員(メートル)				延長(キロメートル)
			B	A	B	A	
県道	旧	寺内新屋雄和線	五・八〇	一一・二〇	五・八〇	一一・二〇	
			三二・六〇	三四・六〇	三二・六〇	三四・六〇	
道路の種類 <td rowspan="2">旧新別 <td rowspan="2">路線名 <td colspan="4">敷地の幅員(メートル)</td> <td rowspan="2">延長(キロメートル)</td> </td></td>	旧新別 <td rowspan="2">路線名 <td colspan="4">敷地の幅員(メートル)</td> <td rowspan="2">延長(キロメートル)</td> </td>	路線名 <td colspan="4">敷地の幅員(メートル)</td> <td rowspan="2">延長(キロメートル)</td>	敷地の幅員(メートル)				延長(キロメートル)
			B	A	B	A	
県道	新	寺内新屋雄和線	五・八〇	一一・二〇	五・八〇	一一・二〇	
			三二・六〇	三四・六〇	三二・六〇	三四・六〇	

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路課
 (二) 期間 平成十七年八月十二日から同月二十五日まで

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十七年八月十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県告示第七百一十号

一 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間		敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
			B	A		
県道	新	秋田岩見船岡線	B	A	八・四〇	一一・一四
			秋田市広面字近藤堰添一一二番一地先から秋田市広面字谷内佐渡一〇八番四まで	秋田市広面字近藤堰添一一二番一地先から秋田市広面字谷内佐渡一〇八番四まで	三六・四〇	三三・七〇
道路の種類 <td rowspan="2">旧新別 <td rowspan="2">路線名 <td colspan="2">敷地の幅員(メートル)</td> <td rowspan="2">延長(キロメートル)</td> </td></td>	旧新別 <td rowspan="2">路線名 <td colspan="2">敷地の幅員(メートル)</td> <td rowspan="2">延長(キロメートル)</td> </td>	路線名 <td colspan="2">敷地の幅員(メートル)</td> <td rowspan="2">延長(キロメートル)</td>	敷地の幅員(メートル)		延長(キロメートル)	
			B	A		
県道	旧	秋田岩見船岡線	八・四〇	一一・一四	一一・一四	
			三六・四〇	三三・七〇	三三・七〇	

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路課
 (二) 期間 平成十七年八月十二日から同月二十五日まで

秋田県告示第七百一十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十七年八月十二日

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域

道路の種類		旧新別	路線名		区 間		敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
新	旧				A	B		
	秋田北野田線				秋田市下北手宝川字種ヶ崎一五九番一地先から字古館ノ下二番三地先まで	秋田市下北手宝川字種ヶ崎一五七番一地先から字潤ヶ崎一五〇番一	六・〇〇〃一・一〇〇	〇・〇五五
	秋田北野田線				秋田市下北手宝川字種ヶ崎一五七番一地先から字潤ヶ崎一五〇番一	秋田市下北手宝川字種ヶ崎一五七番一地先から字潤ヶ崎一五〇番一	二二・〇〇〃二八・〇〇	〇・二四〇
	秋田北野田線				秋田市下北手宝川字種ヶ崎一五七番一地先から字潤ヶ崎一五〇番一	秋田市下北手宝川字種ヶ崎一五七番一地先から字潤ヶ崎一五〇番一	二二・〇〇〃二八・〇〇	〇・二四〇

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路課
 期間 平成十七年八月十二日から同月二十五日まで

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十七年八月十二日

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第七百三三号

一 道路の区域

道路の種類		旧新別	路線名		区 間		敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
新	旧				A	B		
	土崎港秋田線				秋田市外旭川字松崎一四一番四から秋田市泉字三嶽根一番三地先まで	秋田市外旭川字八幡田一四六番六地先から秋田市泉字三嶽根一番三地先まで	六・四〇〃一〇・六〇	一・四三四
	土崎港秋田線				秋田市外旭川字松崎一四一番四から秋田市泉字三嶽根一番三地先まで	秋田市外旭川字松崎一四一番四から秋田市泉字三嶽根一番三地先まで	一六・〇〇〃二六・五〇	〇・六六七
	土崎港秋田線				秋田市外旭川字松崎一四一番四から秋田市泉字三嶽根一番三地先まで	秋田市外旭川字松崎一四一番四から秋田市泉字三嶽根一番三地先まで	一六・〇〇〃二六・五〇	一・三四八

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路課
 期間 平成十七年八月十二日から同月二十五日まで

秋田県告示第七百四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十七年八月十二日

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域

一般国道	道路の種類		区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧			
百八号	百八号	湯沢市秋ノ宮字小杉山一三〇番地先から一三二番一地先まで		二八・六〇〇三・三八・四〇	〇・〇二二
百八号		〃		一七・二〇〇二九・五〇	〇・〇二二

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (二)(一) 場所 建設交通部道路課
- 期間 平成十七年八月十二日から同月二十五日まで

秋田県告示第七百五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十七年八月十二日

秋田県知事 寺田典城

一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
県 道	秋田岩見船岡線	秋田市河辺三内字繋沢一五七番地先から一六番一地先まで

二 供用開始の期日 平成十七年八月十二日

三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (二)(一) 場所 建設交通部道路課
- 期間 平成十七年八月十二日から同月二十五日まで

秋田県告示第七百六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十七年八月十二日

秋田県知事 寺田典城

一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
一般国道	百五号	北秋田市七日市字家後七五番一地先から一〇〇番一地先まで

二 供用開始の期日 平成十七年八月十二日

三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (二)(一) 場所 建設交通部道路課
- 期間 平成十七年八月十二日から同月二十五日まで

秋田県告示第七百七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十七年八月十二日

秋田県知事 寺田典城

一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
		秋田市外旭川字松崎一〇番四地先から字八

県 道 土崎港秋田線 幡田一四六番六地先まで

- 二 供用開始の期日 平成十七年八月十二日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
場所 建設交通部道路課
期間 平成十七年八月十二日から同月二十五日まで

秋田県告示第七百八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により平成十七年六月二日付け指令秋建 三 一三で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十七年八月十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 開発許可を受けた者の住所及び氏名
男鹿市船川港金川字留山十四番地八
澤木材木店 代表 澤 木 繁 則
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
潟上市天王字北野三百十番三十二及び三百十番四十八

公 告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十七年八月十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

- （一） 申請のあった年月日
平成十七年七月二十日
- （二） 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人秋田県高齢者体操研究会
- （三） 代表者の氏名
和 田 孝 子
- （四） 主たる事務所の所在地
仙北郡角館町小勝田字下川原一番三十七号 有限会社シバタ事務所
- （五） 定款に記載された目的

この法人は、高齢者に対して、高齢者の特性を身体的・精神的・社会的側面から総合的に検討し、高齢者の健康と体力づくりの研究開発と普及に関する事業を行い、全ての高齢者の健康回復・維持・増進及び、自立支援・促進を図り、高齢者が社会の一員としてその役割を担い生きがいの持てる明るく元気で活気ある高齢社会の実現に寄与することを目的とする。

- （一） 申請のあった年月日
平成十七年七月二十一日

申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人秋田県安全運転者センター

代表者の氏名

菊 地 淨

主たる事務所の所在地

秋田市泉南二丁目十二番十六号

定款に記載された目的

この法人は秋田県内道路上において交通安全運動等に参加する事により、道路における危険を未然に防止し、その他交通の安全と円滑を図り及び、道路交通に起因する障害の防止に資する事によつて県内道路を使用する不特定多数の利益を守り交通事故防止等に寄与する事を目的とする。

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十七年八月十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

- （一） 申請のあった年月日
平成十七年七月四日
- （二） 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人あきたパートナーシップ
- （三） 代表者の氏名
丸野内 胡 桃
- （四） 主たる事務所の所在地
秋田市旭川南町二丁目五十七号
- （五） 定款に記載された目的
この法人は、秋田県内に居住する市民に対して、まちづくりに関する研究・調査・啓発事業等を行い、合わせて行政やさまざまな機関に対して活動に基づく提

案等を行い、もって市民と行政との協働のまちづくりを通じて市民参画社会の構築に寄与することを目的とする。

(六) 定款の変更内容
事業の追加

会員種別の変更
役員種別及び定員の変更
残余財産の帰属条項の追加

合併条項の追加

(二) 申請のあった年月日

平成十七年七月二十日

(二) 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人あきたITこまちネットワーク

(三) 代表者の氏名

菅原 香織

(四) 主たる事務所の所在地

秋田市

(五) 定款に記載された目的

この法人は、出産・育児・介護などにより社会参画や就労を断念せざるをえない秋田県内の女性に対して、情報通信技術の活用を啓発し社会参画の支援をすると共に、女性の新しいワークスタイルの創出を試み、人材育成及び雇用機会の拡充を支援する事業を行い、情報化社会の発展と暮らしやすい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(六) 定款の変更内容
理事の職名の変更

会計区分の追加

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十七年八月十二日

秋田県知事 寺田典城

一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（野口地区ほ場整備事業）換地計画書の写し

二 縦覧期間 平成十七年八月十五日から同年九月九日まで

三 縦覧場所 小坂町役場

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、八郎潟西部土地改良区連合から申請があった定款変更について、平成十七年八月五日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十七年八月十二日

秋田県知事 寺田典城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十七年八月十二日

秋田県知事 寺田典城

一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（芝野地区ほ場整備事業）換地計画書の写し

二 縦覧期間 平成十七年八月十五日から同年九月九日まで

三 縦覧場所 秋田市役所

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、湯沢市からなされた土地改良事業の施行に係る協議を適当と決定したので、同法第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十七年八月十二日

秋田県知事 寺田典城

一 縦覧に供すべき書類の名称 土地改良事業（瀬野ヶ沢地区県単小規模土地改良事業）計画書及び条例の写し

二 縦覧期間 平成十七年八月十五日から同年九月九日まで

三 縦覧場所 湯沢市役所

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十七年八月十二日

秋田県知事 寺田典城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

空港用高速プラウ除雪車 一台

(二) 購入物品の仕様等

- (三) 入札説明書及び仕様書による。
納入期限
平成十七年十一月三十日(水)
- (四) 納入場所
秋田県秋田空港管理事務所

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。

- (二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
- (三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課(電話番号〇一八 八六〇 二七三八)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を含め、平成元年初秋田県条例第二十九号(第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十七年八月十二日(金)から同月二十二日(月)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十七年八月二十六日(金) 午前十一時

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十條から第六十三條までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六條に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじ

- により決定する。
- (四) 提出書類等
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
- (五) その他
詳細は、入札説明書による。

選挙管理委員会告示

秋選管告示第百十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四條、第七十五條、第七十六條、第八十一條及び第八十六條並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八條の規定による選挙権を有する者の総数の五分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合)については、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数(次)とおりである。

平成十七年八月十二日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

五分の一の数 一九、二五六

三分の一の数(選挙権を有する者の総数が四十万を超える場合)については、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数(次) 二二七、一一八

秋選管告示第百二十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十條の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合)については、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数(次)は、次のとおりである。

平成十七年八月十二日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

選挙区別

- 秋田市 八五、〇三二
- 能代市 一四、六八五
- 横手市 一〇、九五一
- 大館市 一八、〇四〇

		正		誤	
ページ	段	行	誤	正	
一	下	終りから 一六	平成十六年度		
<p>平成十七年四月二十二日(第千六百六十八号)掲載の秋田県告示第四百四十号(地籍調査に関する事業計画) (原稿誤り)</p>					
三	上	終りから 一六	大館市		
"	"	終りから 一〇	平成十七年四月一日		
<p>平成十七年八月一日(号外第一号)掲載の秋田県告示第六百八十四号(市町村が処理することとする権限移譲対象事務の範囲等の一部改正) (原稿誤り)</p>					
					鹿角市
					平成十七年八月一日
<p>本荘市 一二、一四七 男鹿市 八、三〇八 湯沢市 九、三一九 大曲市 一〇、六二五 鹿角市鹿角郡 一二、五一七 北秋田郡 一七、八七四 山本郡 一三、二四〇 南秋田郡 一九、八四〇 河辺郡 五、二〇一 由利郡 二〇、七五六 仙北郡 三一、六〇六 平鹿郡 一八、三五二 雄勝郡 一二、四四五</p>					

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)876600
FAX(0863)000505
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄